

令和元年8月30日

保護者の皆様へ

厚木市立睦合東中学校

校長 木村 克己

留守番電話の運用方法について（お知らせ）

晩夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。さて、7月19日付け厚木市教育委員会からのお知らせのとおり、働き方改革の取組の一環として、留守番電話を導入することとなりました。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、本件の趣旨についてご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、留守番電話の運用方法につきましては、次のとおりとさせていただきます。

<留守番電話運用方法>

- 1 運用開始日 令和元年9月2日（月）
- 2 留守番電話の基本的な機能
 - ・5回コールの後、留守番メッセージに切り替わります。
 - ・録音機能はありません。
- 3 留守番電話による応答時間
 - (1) 平日（課業日）
 - ・午後7時から翌日の午前7時50分まで。
 - ・朝の部活動の欠席等の連絡は必要ありません。
 - ・生徒が下校を終え帰宅が完了した後、教職員の正規の勤務時間が過ぎれば、この時刻より早く不在になる場合があります。
（本校の教職員の勤務時間は、午前8時10分から午後4時40分まで）
 - (2) 土曜・日曜・祝日等（学校休業日）
 - ・終日
 - ・部活動等の欠席等の連絡は、各部で時間を設定し、予定表に記載してありますので、その時間をお願いします。顧問が電話対応をします。
 - (3) 長期休業中（春季・夏季・冬季）
 - ・午後5時から翌日の午前8時30分まで。
 - (4) その他
 - ・早朝出発の学校行事や土曜、日曜等学校休業日の活動に係る連絡については、電話対応ができるよう留守番電話を解除します。
- 4 緊急の場合の連絡
 - ・生徒の生命に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合には、次の機関へご連絡ください。
 - ※ 厚木警察署 電話046-223-0110
 - ※ 厚木児童相談所 電話046-224-1111(代表)
 - ※ 厚木市役所 電話046-223-1511(代表)

（問い合わせ先
教頭
電話 046-221-5956）